



◆今週のほっと・ニュース◆

「明るい未来に向け、県民の皆さんに桜満開の笑顔が咲くよう精一杯職務に励みます」

～4月5日 除染対策課 原口達樹さん（東京都派遣職員）

復興支援のため全国の自治体から派遣された職員の「合同着任式」にて～

◆NEWS◆ 福島復興再生特別措置法が成立しました(03/30)

3月30日の参議院本会議において、原子力災害からの福島の復興と再生を目的とした「福島復興再生特別措置法」が全会一致で可決され、成立し、翌31日に公布・施行されました。

この法律では、福島の復興・再生について、「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」を踏まえ推進することとしています。

具体的には、国は「福島復興再生基本方針」を策定（閣議決定）するとともに、以下の措置を講じることとしています。

- 1) 避難解除区域の復興及び再生等のための特別の措置
 - ・避難指示が解除された区域やその準備区域等の復興及び再生のための計画の策定
 - ・避難対象区域内の事業者を対象とした課税の特例（事業用設備等の特別償却、被災者雇用の際の税額控除）
 - ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保
- 2) 放射線による健康上の不安を解消し、安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（県民健康管理調査の実施や農林水産物等の放射能濃度の測定、除染の速やかな実施等）
- 3) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
 - ・「産業復興再生計画」の策定及び計画の認定による各種規制や手続等の特例
 - ・東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置
 - ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業安定、観光振興 等
- 4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（「重点推進計画」の策定等）

詳しくは、復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/03/000682.html>

◆NEWS◆ 福島環境再生事務所の支所を設置しました(04/01)

環境省は今年1月1日に放射性物質汚染対処特措法が全面施行されたことに伴い、福島県等の除染を推進し、環境を再生するための拠点として、1月4日付けで「福島環境再生事務所」を開所しています。

今回、地元とより緊密な連携を図るため、新年度から福島県内に福島環境再生事務所の5つの支所（福島市、郡山市、南相馬市、広野町、会津若松市）を設置しました。これにより、放射性物質汚染対処特措法に関する4月以降の体制は、環境省本省、地方事務所（福島、関東）の職員、協力人員を含め500人規模となります。

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15064>

◆ NEWS ◆ 「放射線被ばくの早見図」を更新しました(04/05)

独立行政法人放射線医学総合研究所は4月5日、出典元データの更新等に伴い「放射線被ばくの早見図」を更新しました。

放射線被ばくの早見図では、がん治療やX線検診といった「人工放射線」による被ばくや、宇宙、大地、食物などから受ける「自然放射線」の被ばく（世界平均で1人当たり年間2.4ミリシーベルト など）について、分かりやすいイラストで掲載しています。

「放射線被ばく早見図」は、放射線医学総合研究所のホームページをご覧ください。

<http://www.nirs.go.jp/data/pdf/hayamizu/j/j120405-hi.pdf>

また、放射線医学総合研究所では、放射線被ばくに関する電話による相談窓口を開設するとともに、寄せられた相談内容について、「放射線被ばくに関するQ&A」としてまとめてホームページに掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

放射線被ばくの健康相談窓口

- ・電話番号：043-290-4003
- ・受付時間：午前9時から午後5時（平日）

放射線医学総合研究所ホームページ「放射線被ばくに関するQ&A」

<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?i20>

◆ NEWS ◆ 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の募集期間が決まりました！！

被災した中小企業等の施設・設備の復旧・整備に要する費用を補助する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、次回の募集期間が決まりました。福島県における募集は今回で4回目となります。ぜひ、ご活用ください。

■事業概要

被災地域の中小企業等のグループが具体的な共同事業を行い、地域経済や雇用に貢献する復興事業計画を作成し、その計画について福島県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助します。

■募集期間

平成24年5月1日（火）～5月31日（木）

【申請及び問い合わせ先】
福島県商工労働部産業創出課
024-521-7283

今後、4次募集の詳細・手続き等については以下の福島県のホームページにて掲載を予定しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/industry/group/index.htm>

◆おしらせ◆ 政府からの復興支援策をご紹介するハンドブックを作成しました(04/12発行)

政府からの復興支援策をご紹介する「生活再建ハンドブック」「事業再建ハンドブック」の改訂版として「生活再建・事業再建ハンドブック」を作成しました。

<ハンドブックのポイント>

- 平成24年度予算の支援策を追加
- 「住まい」「おかね」「医療・福祉」「教育・子育て」「仕事」など、テーマ別に整理
- 各施策のお問い合わせ先も掲載

本ハンドブックは、福島県内の仮設住宅や自治体、コンビニ、スーパーなどに順次配布させていただくとともに、県外避難者の各世帯には郵送させていただきます。一人でも多くの、支援を必要としている方の手元に届くよう、周りの方にも広めていただければ幸いです。

以下の首相官邸HP内でも、閲覧・ダウンロードが可能です。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバー(PDF版)のご案内☆☆

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]